

つがる西北五広域連合病院事業職員のき章に関する規程

平成 25 年 11 月 29 日

病院事業管理規程 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、つがる西北五広域連合病院事業の職員（以下「職員」という。）のはい用する職員き章（以下「き章」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員のき章のはい用については、つがる西北五広域連合職員き章に関する規程（平成25年つがる西北五広域連合訓令第2号）の例による。

(適用除外)

第3条 この規程の全部又は一部を適用することについて、病院事業管理者（以下「管理者」という。）がその必要がないと認める職員は、当該規程によらないことができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。